

妊娠・出産・育休などを理由とする、
解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いは**禁止**されております。

以下のような事由を理由として 不利益取扱いを行うことは違法です！

理由

妊娠中・産後の女性労働者の...

- ・妊娠、出産
- ・妊婦健診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業
- ・輕易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した
- ・育児時間・時間外労働、休日労働、深夜業をしない

子どもを持つ労働者の...

- ・育児休業・短時間勤務・子の看護休暇・時間外労働、深夜業をしない

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
施行規則
(昭和61年労働省令第2号 最終改正:平成25年厚生労働省令第133号)

不利益な取扱いの例

- ・派遣先が労働者派遣の役務の提供を拒むこと
 - ・解雇
 - ・契約の更新をしない(雇止め)
 - ・契約更新回数の引き下げ
 - ・減給
 - ・賞与等における不利益な算定
 - ・不利益な配置変更
 - ・不利益な自宅待機命令
 - ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする
- 他

労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針(平成18年厚生労働省告示第614号 最終改正:平成27年厚生労働省告示第458号)

- 原則として、妊娠・出産・育児休業等の事由から1年以内になされた不利益取扱いについては、例外に該当しない限り、禁止されております。
- 派遣元事業主と派遣先との間の派遣契約が終了したとしても、育休後に別の派遣先で就労できる見込みがあれば、育休は取得が可能となります。

詳細は厚生労働省ホームページまで

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html>